

令和7年度 第3回 谷浜・桑取区地域協議会

次 第

日時：令和7年9月24日（水）午後6時30分～
会場：谷浜・桑取地区公民館 2階 大会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

【報告事項】

- ・公の施設の使用料等の見直しについて

【自主的な審議】

- ・自主的審議について

4 そ の 他

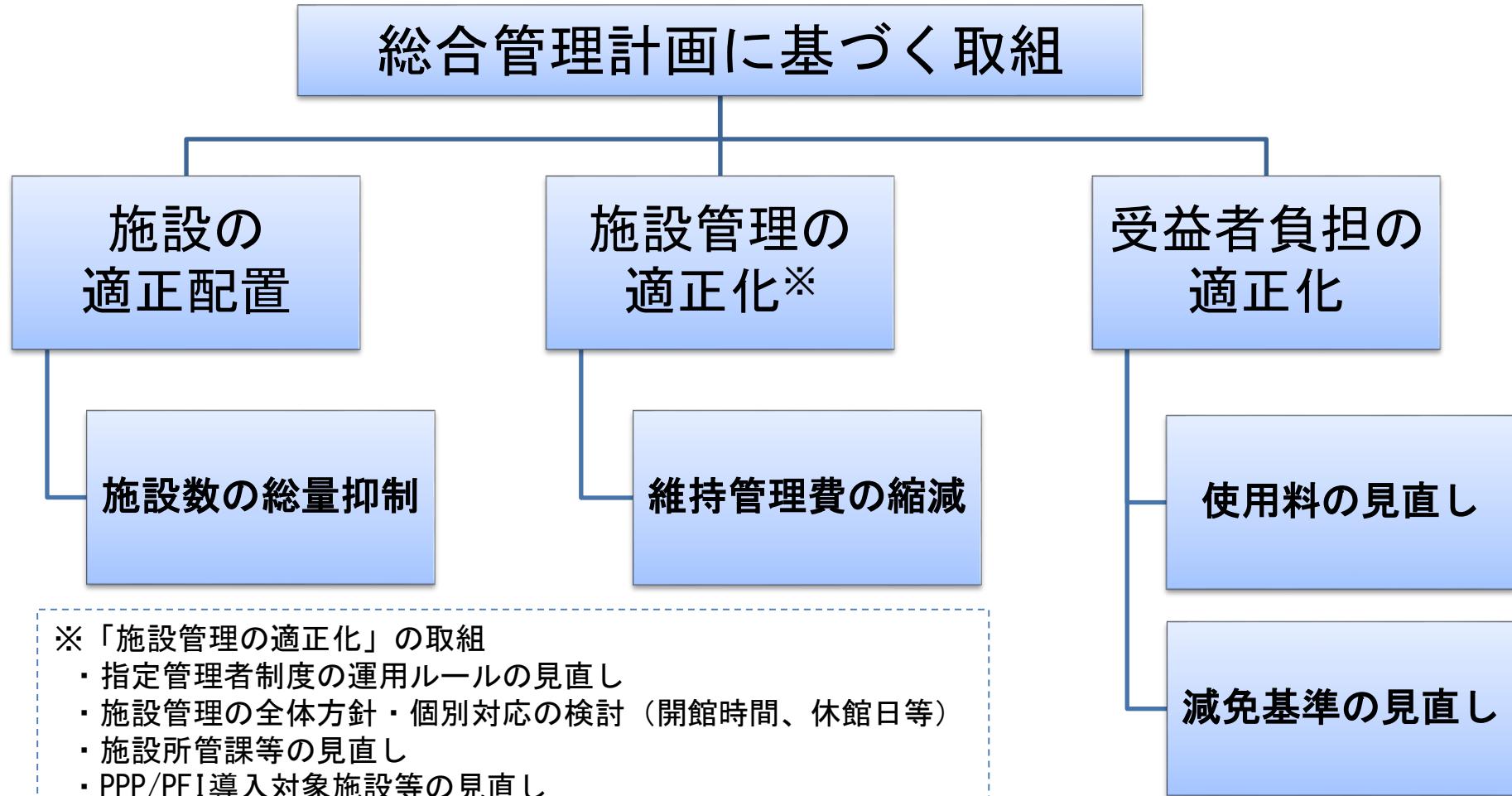
- ・次回地域協議会

令和7年 月 日（ ）午後6時30分～ 谷浜・桑取地区公民館

5 閉 会

公共施設等総合管理計画に基づく取組のイメージ

より充実した行政サービスを提供するために、「施設の適正配置」「施設管理の適正化」「受益者負担の適正化」を一体的な取組として検討する。



公の施設の使用料等の見直しについて

1 使用料等の基本方針の策定について

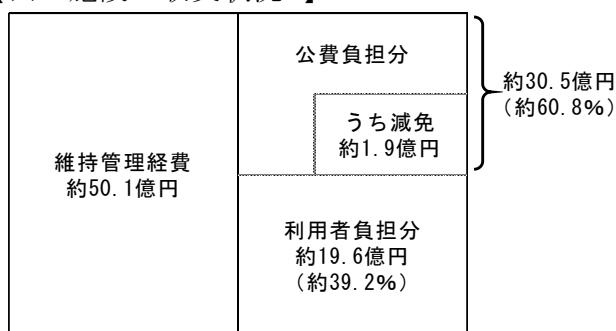
(1) 基本方針の策定の理由

- これまでの使用料等の見直しは、平成27年10月の使用料等の見直し時に整理した受益者負担の適正化、施設の性能・サービス水準を踏まえた料金の設定、使用料収入の確保を基本的な考え方として取り組んできました。
- 具体的には、施設の維持管理に必要な費用（ランニングコスト）に基づく使用料の算定や、利用者の負担の過度な増加を防ぐため激変緩和措置として見直しの上限額の設定のほか、減免基準の見直しを行ってきました。
- 今回、使用料等の見直しを行うに当たり、施設の運営及び管理に係る費用は、施設利用者の使用料等で一部が賄われていますが、その大半は施設を利用しない人を含む市民全体の税により負担されていることから、受益と負担の公平性や公正性を確保し、市民から理解が得られる合理的な使用料等の設定を行うため、基本的な考え方を改めて整理し、統一的な方針を定めることとしました。

(2) 使用料等の実態

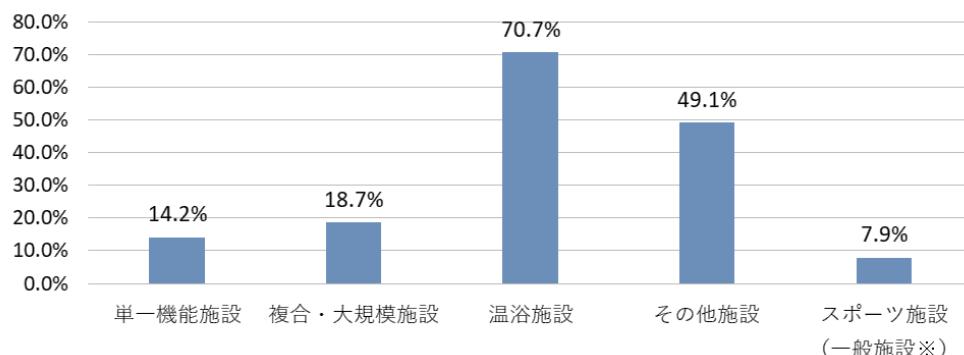
- 法令等で使用料等が徴収できない施設等を除く184施設の収支状況（令和5年度実績）においては、年間の維持管理経費に対する利用者負担の割合は約39.2%にとどまっています。
- また、施設使用料の減免額は年間約1.9億円に上り、公費から負担しています。
- カテゴリー別受益者負担率では、温浴施設が約70%であるのに対し、スポーツ施設（一般施設）では約8%と偏りがあります。
- 今後の施設の老朽化による維持管理経費の増加や人口減少に伴う利用者数の減少を見据え、受益者負担の考え方を再考する必要があります。

【公の施設の収支状況※】



※スポーツ施設、貸館施設、観光施設など184施設が対象
法令等の規制や不特定多数の利用者が利用する小・中学校や幼稚園、養護老人ホーム、公園等を除く。

【カテゴリー別受益者負担率】



※一般的な体育館、野球場など。リージョンプラザ上越などの拠点施設等を除く。

2 「公の施設における使用料等の算定に係る基本方針」（案）の概要

基本的な考え方は、平成27年10月の見直し時と同様です。

(1) 使用料等算定の基本方針

ア 受益者負担の原則

公の施設が提供するサービスの公共性の程度に基づいて、税で負担すべき部分と利用者が負担すべき部分との均衡を図る必要があります。

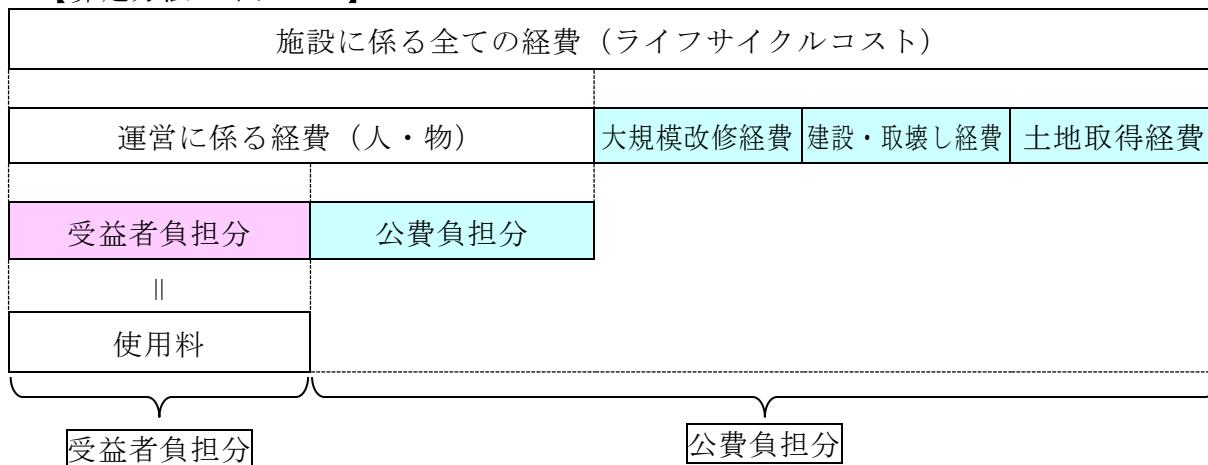
このため、施設を利用する人と利用しない人の負担の公平を図る観点から、公の施設の運営に係る対価として、受益者から使用料等を負担していただいており、受益の範囲内において料金を設定しています。

イ 算定方法の明確化

公の施設の運営に係る費用（以下「原価」という。）を算出し、これを使用料等の算定根拠とします。

また、税負担と受益者負担との均衡を図るため、公の施設が提供するサービスを性質別に分類し、分類ごとの受益者負担割合を設定します。

【算定方法のイメージ】



ウ 経費削減に向けた取組と使用料等の見直し

適正な受益者負担を求めるために、公の施設の適正配置（統廃合や機能集約など）や適正管理（開館時間や休館日設定の適正化など）による経費削減に向けた不断の取組によりコスト削減を図ります。

(2) 対象施設

対象施設は、地方自治法第244条における公の施設のうち、使用料等を徴収している施設とします。ただし、法令等で使用料等が徴収できない施設（学校、図書館など）や他に基準額が存在する施設（保育園、図書館など）、占有料や目的外使用料（類するものを含む。）等については対象外とします。

(3) 公の施設の性質分類と負担割合の設定

対象施設が提供するサービスの性質により、受益者負担の割合を設定することで、サービスの種類に応じた税負担と受益者負担の均衡を図ります。

ア 日常生活における必要性の程度（必需性）

日常生活を営む上で、必要不可欠なサービスを提供する施設(必需的な施設)は、市民の必要性が高く、より多くの公費(税)を投入して、市民全体で支えるサービスであり、一方、生活の快適性の向上など、個人の意思で利用するサービスを提供

する施設（選択的な施設）は、公費（税）による負担が少なくてよいサービスであると考えられます。

イ 民間における類似サービスの提供の程度（公益性）

民間では提供が難しいサービスを提供する施設や本市の魅力を広く伝える施設（公益的な施設）は、より多くの公費（税）を投入して、市民全体で支えるサービスであり、一方、民間でも同種・類似するサービスを提供する施設（私益的な施設）は市場代替性が高く、公費（税）による負担が少なくてよいサービスであると考えられます。

ウ 受益者負担割合

サービスの性質である「必需性（選択性）」、「公益性（私益性）」について9分類した上で、受益者負担割合については5段階に区分します。

【標準的な受益者負担割合と主な施設・機能例】

受益者負担割合は標準的な例であり、実際の割合は、施設の事情等を踏まえ決定します。

提供するサービスの必需性 (選択性)	受益者負担：50%	受益者負担：25%	受益者負担：0%
	受益者負担：75%	受益者負担：50%	受益者負担：25%
	受益者負担：100%	受益者負担：75%	受益者負担：50%
	宿泊・日帰り温浴施設、観光施設、飲食施設、有料駐車場、博物館（水族博物館）	交流宿泊施設、キャンプ場、産業関連・農林水産業振興施設	博物館（その他）、文化歴史関係施設、学習施設、地域福祉拠点施設
選択性		公益的	
提供するサービスの公益性（私益性）			

(4) 原価の考え方

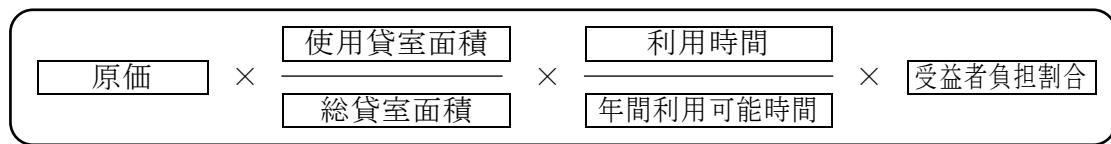
公の施設の利用に伴う経費には、施設の維持管理・運営に係る経常的な経費（人件費を含む。）と、施設の整備に係る投資的な経費がありますが、使用料等を算定する原価には、投資的な経費を含まないこととします。なお、経常的な経費でも、受益者が特定されている経費は、原価には含まないこととします。

また、施設のカテゴリーごとに設備の充実度や経過年数等の付加価値に差がある場合は原価に価値補正を行うとともに、複合施設の場合については、利用する面積や時間などを基に合理的に原価を割り振り、それぞれの使用料を算定することとします。

(5) 算定方法

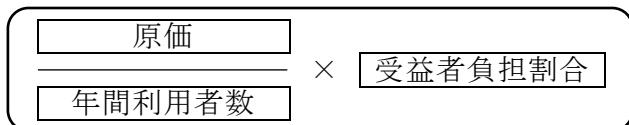
ア 占有利用施設（会議室、野球場、ホール等）

使用する面積に応じて、1室（面）当たりの原価から使用料を算定



イ 個人利用施設（入館料等）

大人一人1回当たりの使用料等を算定



(6) 使用料等の算定に当たり考慮すべき事項

ア 料金の調整等について

- 各施設の設置経緯、社会状況の変化、公の施設に係る当市の行政計画や社会的要請を特別に考慮する必要がある場合には、他の類似施設の使用料等との均衡を考慮した上で、使用料等を調整することができるものとします。
- 前項のほか、同種・類似サービスを提供する施設のグループ化や近隣の類似施設等との調整もできるものとします。

イ 市外在住者、営利営業上の利用による料金の上限設定について

- 市外在住者：通常の使用料等の2倍
- 営利営業上：通常の使用料等の3倍

ウ 使用料等、利用時間の単位について

- 使用料等：原則100円単位
- 利用時間：原則1時間単位としますが、施設によっては30分単位※での利用もできるものとします。

※ 30分単位で利用する場合の料金は1時間の使用料の半額

エ 激変緩和措置について

- 原則、現行の使用料等の1.5倍を上限とし、段階的に見直しするものとします。

オ 定期的な見直しについて

- 5年ごとに使用料等の見直しを行うこととします。

3 令和7年度の使用料等の見直しについて

(1) 使用料等の見直しを行う施設の考え方

近年のエネルギー価格高騰等の影響を受け、次に該当する公の施設の使用料等の見直しを行います。

- エネルギー価格高騰等の影響（支出の増加）を大きく受けている施設
- 民間事業者でも同種のサービスが提供されている施設
- 使用料の設定において、受益者負担の割合が高い施設
- 地域振興を目的に、主に市外や県外の使用者を想定している施設
- 指定管理者から使用料の改定の要望がある施設

(2) 使用料等の見直し予定施設

次の 17 施設について、「公の施設における使用料等の算定に係る基本方針」に基づき算定した額を基本として、使用料等を見直す予定としています。

新たな使用料等について、令和 7 年 12 月定例会に条例改正議案を提案し、令和 8 年 4 月 1 日の施行を目指します。

また、これら以外の施設の使用料等及び減免基準についても見直しを検討し、令和 9 年 4 月の施行を目指します。

【令和 7 年 12 月定例会で条例改正、令和 8 年 4 月の施行を目指す施設】

用途	施設カテゴリー	施設名
観光・レクリエーション施設	観光施設	キューピットバレイスキーエ
	日帰り温浴施設	吉川ゆったりの郷、大潟健康スポーツプラザ 鵜の浜人魚館、上越リゾートセンターくるみ 家族園
	宿泊温浴施設	ゆきだるま温泉久比岐野、牧湯の里深山荘、 柿崎マリンホテルハマナス、板倉保養センタ ー、うみてらす名立
	交流宿泊施設	大島庄屋の家、吉川スカイトイピア遊ランド、 六夜山荘、月影の郷
	キャンプ場	菖蒲高原緑地休養広場、南葉高原キャンプ場
社会教育系施設	博物館・文化歴史関係施設	上越市立水族博物館
公園施設	中規模公園	棚田動植物公園

4 今後のスケジュール

時期	内容
R7. 9～11	利用者への説明、地域協議会への説明、市ホームページ上の市民 向けアンケート調査の実施
R7. 12	総務常任委員会所管事務調査での審議、基本方針の策定、R7 年度使 用料等条例改正議案を提案
R7. 12～R8. 3	利用者等、市民への新使用料の周知
R8. 4～	新使用料等の適用開始

令和7年度第3回 谷浜・桑取区地域協議会

自主的審議について

■ 様子を見ながら地域協議会として 関わっていくもの

- ア. 伝統行事、史跡、文化の継承について
- イ. 地域で行われている行事について
→8/9夢盆、8/23城ヶ峰砦狼煙上げ
- ウ. 学校を取り巻く環境について
- エ. 移住・空き家対策について
→上越市創造行政研究所の今後の関わり
- オ. くわどり湯ったり村について
→地域のシンボルとして守っていくために

ア. 伝統行事、史跡、文化の継承について

上越市
JOETSU CITY



イ. 地域で行われている行事について

- ・令和7年8月9日(土)14:00～ 夢に出てくる盆踊り
- ・谷浜地区長浜町内の神輿巡行、新経営者の関わり



谷浜・桑取区地域行事のほか、皆さんのお住いの町内会行事はどんな様子ですか？

ア. 伝統行事、史跡、文化の継承について

上越市
JOETSU CITY



イ. 地域で行われている行事について

- ・令和7年8月23日(土) 第100回謙信公祭 城ヶ峰砦狼煙上げ



城ヶ峰砦を下ると、
ビーチラグビーの大会が！



谷浜・桑取区地域行事のほか、皆さんお住いの町内会行事はどんな様子ですか？

ウ. 学校を取り巻く環境について

エ. 移住・空き家対策について

- 学びの郷 谷浜・桑取の教育を考える会（第4回）

日時:6月20日(金) 長浜会館 約30人が参集

→上越市創造行政研究所 藤山所長の講演

「持続可能な谷浜・桑取区の創り方～人口診断を基に」

市内各地区の地域資源や地域自治の力を活かした定住促進策が必要と考える。市内でモデル地区を設定し、推進している。(2023大島・浦川原・牧)

★上越市創造行政研究所

＜持続可能な地区別まちづくり推進事業＞

※資料№2令和7年度板倉区ワークショッププログラム参照

- 持続可能なまちづくりに向けた取組について(藤山所長講演)
- 地域の現状を把握する(住民ワークショップ)
- 地域の目指す将来像を考える(住民ワークショップ)
- 地域の未来を「形」にしてみる(レゴワークショップ)
- 定住を実現するためのアイディアを出し合う(住民ワークショップ)
- 地域の未来について語る(成果発表会)



上越市

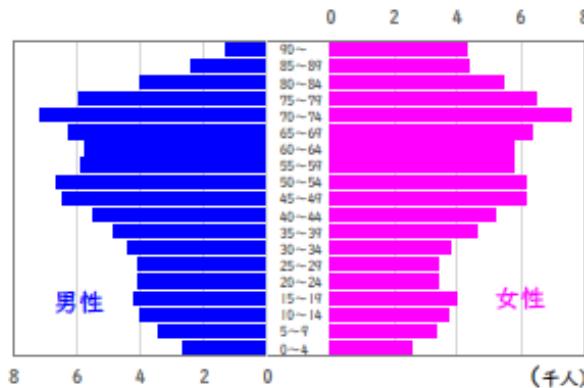
谷浜・桑取区分
の資料を作成中
地域の現状分析



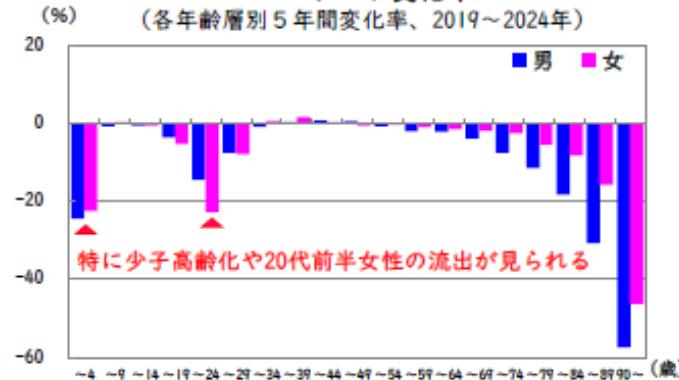
人口	181,419人
世帯数	77,538世帯
高齢化率	34.0%

※2024年4月末時点の
住民基本台帳人口

男女年齢別人口

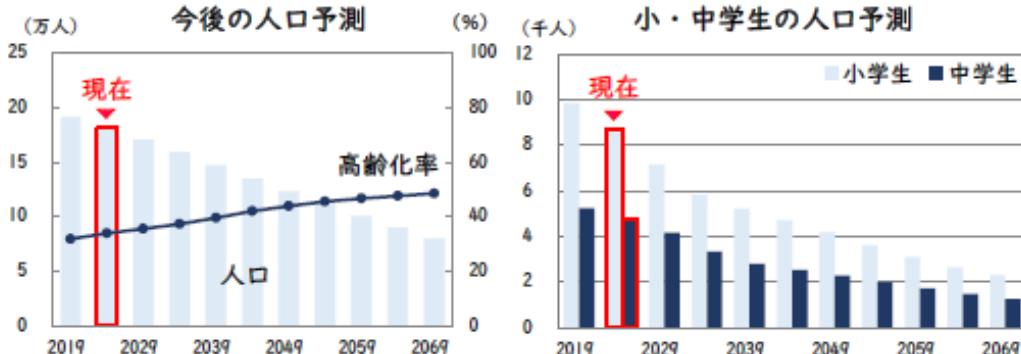


コーホート変化率
(各年齢層別 5年間変化率、2019~2024年)



人口シナリオ①：現行推移

このままのペースで増減が続いたらどうなるか。



人口シナリオ②：組み合わせ最適モデル

定住促進に取り組み、毎年、以下の目標が達成できたらどうなるか。

出生

合計特殊出生率 1.38 → 1.68

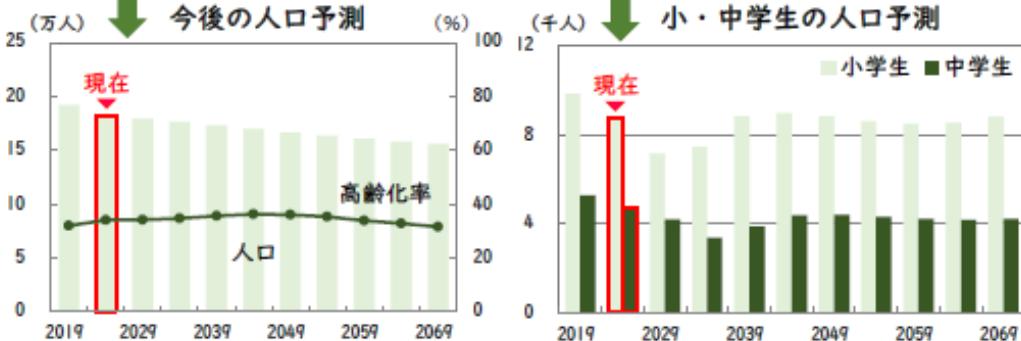
移住

30歳代前半夫婦が4歳以下の子ども1人を連れてU・Iターン 159.2 世帯移住
20代前半夫婦がU・Iターン 159.2 世帯移住
60代前半夫婦（定年退職者）がU・Iターン 159.2 世帯移住

定住

男性 10代後半から20代前半の流出率を 14% から 7% に改善
女性 10代後半から20代前半の流出率を 23% から 11% に改善

今後の人口予測



才. くわどり湯ったり村について



- ・地域住民自身が「湯ったり村を地域のシンボルとして守りたい」という意識を持つことが重要。

地域の声を
集める

ゆめ企画名
立に伝える

地域とゆめ
企画名立の
協働

- ・地域の思い出等、地域のシンボルであることを文字化する。
- ・まずは地域協議会内で意見を出し、その後、必要に応じて地域の団体との意見交換や住民アンケートの実施

- ・これまで地域のシンボルとして利用してきたことを伝える
- ・これからも利用し続けるために意見を伝える

- ・地域とゆめ企画名立が同じ思いで、湯ったり村を谷浜・桑取区のシンボルとして守っていく

今後のスケジュール(仮)



時期	伝統・地域行事	学校	移住	湯ったり村
R7.10月	9月里神楽 振り返り	担当課報告		委員間意見出し
11月	11月収穫祭 振り返り	上創研事業		シンボルとして守るための地域の声収集
12月				
1~2月				
3月	2月馬 振り返り			ゆめ企画名立との意見交換
R8.4月				
5月				
6月				



地域協議会ツール: 観察研修・意見交換・アドバイザー
市政への意見書提出・たより周知(アンケート実施)

令和7年度 板倉区ワークショップ プログラム

日 時	内 容
<p>キックオフフォーラム 8月19日(火) 午後6時30分から [会場] 板倉コミュニティプラザ 市民ホール</p>	<p>持続可能なまちづくりに向けた取組について</p> <p>■藤山所長講演 ・人口安定化シナリオ、地元関係図の確認 ・町内会ヒアリング結果の共有、事例紹介</p> <p style="text-align: right;">終了</p>
<p>住民ワークショップ 【第1回】 9月17日(水) 午後6時30分から [会場] 板倉コミュニティプラザ 市民ホール</p>	<p>地域の現状を把握する</p> <p>■地元天気図作成 ①現状課題編 定住推進に向けて、地区の強み、弱み、連携不足などの現状を「天気図」にまとめる</p> 
<p>住民ワークショップ 【第2回】 10月6日(月) 午後6時30分から [会場] 板倉コミュニティプラザ 市民ホール</p>	<p>地域の目指す将来像を考える</p> <p>■地元天気図作成 ②課題解決編 課題を解決する地域ぐるみのつなぎ直しを具体的に「天気図」上に表現する</p> <p>■具体的に取り組む3本柱、分野別項目の検討</p> 
<p>レゴワークショップ 10月中 会場・時間未定</p>	<p>地域の未来を「形」にしてみる</p> <p>■レゴブロックを活用した子どもたちによる地域の未来の姿をつくる (板倉中学校)</p>
<p>住民ワークショップ 【第3回】 11月25日(火) 午後6時30分から [会場] 板倉コミュニティプラザ 市民ホール</p>	<p>定住を実現するためのアイデアを出しあう</p> <p>具体的に取り組む3本柱及び可視化した地区の情報をもとに、分野別に取り組みを話し合い、出された案をとりまとめる</p> 
<p>成果発表会 12月14日(日) 午後1時30分から [会場] 板倉コミュニティプラザ 市民ホール</p>	<p>地域の未来について語る</p> <p>本年度の予測や分析、検討結果を報告。 地域住民と情報を共有するとともに取り組みの発表と意見交換</p> 